

滋賀県警察本部の内部組織に関する条例の一部改正について

1 改正の理由

警察法施行令(昭和29年政令第151号)の一部改正に伴い、警務部の分掌事務として新たな事務を加えるため、滋賀県警察本部の内部組織に関する条例(昭和29年滋賀県条例第28号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 警務部の分掌事務に、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律(平成28年法律第73号)第3条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関することを加えることとします。

(第2条関係)

(2) この条例は、平成 年 月 日から施行することとします。

3 その他

(1) 新旧対照表は別添のとおり。

(2) 警察法施行令については、8月中に閣議決定され、公布される予定。